



日本国際学生協会細則集

<2023年度改正版>

目次

-
- 一.日本国際学生協会選挙に関する細則
 - 二.各種海外派遣手続きに関する細則
 - 三.新規 Ex.設立に関する細則
 - 四.本協会主催プログラム作成に関する手続き細則
 - 五.支部設立および廃止に関する細則
 - 六.日本国際学生協会所有備品使用に関する細則
 - 七.本細則の改正

中央事務局および全国代表者会長選挙に関する細則

2020年度改正

第一章 総則

第一条

本規則は日本国際学生協会中央事務局および全国代表者会長選挙に関する規則である。

第二条

選挙に関する事務は特別の定めがない限り、選挙管理委員会が管理する。

第三条

- 一 選挙管理委員会は選挙管理委員長募集のもと集められた構成員によって組織される
- 二 委員は会員の中から、全国代表者会議において中央事務局長が推薦し、承認される。
- 三 選挙管理委員の任期は全国代表者会議において決定する。ただし、選挙管理委員本人が立候補した場合は、その資格を失う。

第四条

全ての会員は、選挙権を有する。選挙管理委員は当選挙権を有しない。

第五条

全ての会員は被選挙権を有する。

第六条

立候補は立候補期間末日までに選挙管理委員会の定める方法により届け出を要す。

第二章 執行細則

第七条

選挙は原則として、全国代表者会長、中央事務局長・各部局長（財務、広報、企画、海外派遣）の順に行われる。 第十一条

新規部局の設置が全国代表者会議にて承認された場合、以上の執行細則を満たした特例選挙の実施を行わなければならない。但し、新規部局の設置に際しての選挙に関してはこれに当てはまらない。

第八条

- 一 立候補募集終了後の一定期間、立候補者の所信表明文と所信表明演説映像をホームページ等に掲載し、質疑を受け付ける。
- 二 立候補者は適宜質疑に回答しなければならない。この質疑応答は全会員に公開で行われる。
- 三 質疑応答期間終了後に投票期間を設ける。

第九条

投票は各支部の様式に委ねる。ただし、以下の条件を満たすものとする。

- 一 各選挙につき一人一票に限る。

第一〇条

- 一 単独および定数内立候補の場合は信任投票を行い、有効投票数の三分の二以上の得票を必要とする。
- 二 多数立候補の場合は有効投票数の三分の二以上の得票を必要とする。ただし、どの候補も規定以上の得票がない場合、最高得票を得た者において再度投票を行う。
- 三 同上一項、二項いずれの場合も決定されない場合は、再選挙を行う。再選挙の日程、手続きは選挙管理委員会が決定し、全国代表者会議の承認を必要とする。

第
三
ば

けれ



各種海外派遣手続きに関する細則

2015 年度改正

第一章 総則

第一条 本細則の趣旨

本細則は、日本国際学生協会が、会員を海外に派遣する際の決定、および事務手続きに関する細則である。

第二条 派遣の定義

- 一 派遣とは、本協会が、公式行事と認める海外派遣行事を指す。
- 二 各行事を公式行事にするか否かは、全国代表者会議の承認による。
- 三 派遣の種類は、次の通りである。

(イ)海外派遣

海外団体などが主催する会議、セミナー、ワークショップなど。Exchange Program、International Week を除くもの。

(ロ)Exchange Program

本協会と海外の団体が、二国間の学生の交流を目的として行うプログラムである。海外学生交換プログラムとも。以下全文に置いてEx.とする。

(ハ)International Week

IWCO 加盟団体が主催する、多国間の学生の交流を目的として行うプログラムである。以下全文に置いてI.W.とする。

- 四 第三項のいずれかに類していない派遣に対しては、全国代表者会議の決定により第三項のいずれかに分類される。

第三条 派遣の管轄

- 一 海外派遣部長は第二条第三項全ての海外派遣に関する事務を行う。
- 二 派遣者の決定権は各プログラムに委ねるが第四条から第七条を遵守していることが求められる。

第四条 派遣前の義務

派遣者には必要とされる最低限度の保険の加入および誓約書への署名が義務付けられる。この義務に反した場合、海外派遣部長は、本協会の海外派遣としての派遣者の資格を取り消すことができる。

第五条 派遣後の義務

Ex.派遣者は報告書の作成を義務とする。報告書は派遣終了後六カ月後の月末までに作成する。ただし、Ex.以外の派遣者は、そのプログラムに準ずる報告書または体験談などをプログラム責任者に提出する。Ex.派遣者は報告書の内容を派遣終了後、参加者全員で決定する。

第六条 派遣者の義務・責任

- 一 派遣者は、派遣中に、一切の政治的声明・行動は行わないこと。
- 二 派遣者は、派遣中に起きた事故・病気・破損・その他の問題が生じても、本協会はそれらに関わる費用・損害賠償も含め、これらに対する責任は一切負わない。

第七条 外部参加者

海外派遣行事に関しては、本協会会員以外の者を参加者として原則認めない。

第二章 海外派遣

第八条 派遣の決定

一 海外で行われる会議、セミナー、ワークショップなどへの派遣は、海外派遣部長の承認を必要とする。二 海外派遣を決定した際には、海外派遣部長は同日中に決定したことを全国代表者会議メンバーに報告し、直近の全国代表者会議において報告をしなければならない。また全国代表者会議は第九条に則り、本協会の海外派遣としての派遣者の資格を取り消すことができる。

三 各プログラムの派遣者の決定はプログラム実行委員に委ねるが、海外派遣部長の承認を必要とする。その際の承認基準は以下に定めるものとする。

(イ) パスポート情報、海外保険情報、航空券情報の提出状況

(ロ) 派遣者の資質

- ・ プログラムに対する興味・関心・意欲
- ・ 語学力
- ・ 本協会に対する今後の活動意欲

第九条 派遣の停止

派遣国および派遣者になんらかの問題が発生した場合、各プログラム実行委員長がその他スタッフと合議し、全国代表者会長および海外派遣部長の同意を得て、派遣を停止することができる。尚、海外派遣部長は派遣停止決定後、速やかに全国代表者会議の構成員に報告しなければならない。

第三章 Exchange Program

第一〇条 派遣者の決定手続き

派遣が決定した後、特別の定めがない限り第一〇条から第一二条の手続きにより派遣者を決定する。

第一一条 募集要項

一 海外派遣部は、下に定める募集、選考に関する事務を行う。
二 海外派遣部は、派遣決定後、直ちに各支部委員長に募集要項を通知する。三 募集要項の内容は、次の通りとする。

(イ) 主催団体の説明

(ロ) プログラムの概要（内容、テーマ、場所、人数、日数、日程、費用等）

(ハ) 選考基準

(ニ) 選考の流れ

(ホ) 送達先

(ヘ) その他、海外派遣部が特に必要と決定したもの

四 派遣を希望する者は以下のものを揃えて指定先まで提出する。

(イ) アプリケーションシート

(ロ) その他、海外派遣部が特に指定したもの。

第一二条 選考

派遣者は海外派遣部によって以下のことを基準に決定される。

一 派遣者の資質

- (イ) プログラムに対する興味・関心・意欲
- (ロ) 語学力
- (ハ) 本協会に対する今後の活動意欲

二 その他、海外派遣部が特に必要と決定したもの

第一三条 派遣者の決定

一 派遣者は海外派遣部による選考の後、によって決定される。

二 Ex.派遣者の決定は海外派遣部に委ねるが、中央事務局会議での承認を必要とする。その際の承認基準は第八条第三項(イ)(ロ)に定めるものとする。

第一四条 派遣の停止

一 派遣決定後に現地あるいは提携先に以下の問題が発生した場合、海外派遣部長は全国代表者会長と合議の上、派遣を停止することができる。

(イ) 現地において

- ・ デモ、テロの発生や声明の発表、外務省が定める危険度が「渡航の延期をお勧めします」に達するなどの治安の悪化
- ・ 地震などの自然災害の発生
- ・ 感染症の蔓延
- ・ その他

(ロ) 提携先において

- ・ 信頼関係の不善
- ・ 関係者の不幸
- ・ 倒産や解散
- ・ その他

二 海外派遣部長は派遣停止決定後、速やかに全国代表者会議の構成員に報告しなければならない。

新規 Ex.設立に関する細則

2013 年度採択

第一条 設立

- 一 新規 Ex.の設立が会員から発議された際、設立のために事前調査が実施されねばならない。
 - (イ)事前調査の派遣者は発議した会員自身および海外派遣部の担当者が派遣される。
 - (ロ)海外派遣部長が派遣された際、現行の他の Ex.の開催期間と下見期間が被る場合は中央事務局長に Ex.に関する諸事務を行う権限を一時委譲し、事前調査に向かう。
- 二 新規 Ex.の事前調査が行われるには全国代表者会議への計画書が提出されなければならない。計画書には海外派遣部指定の項目に関する内容を記載しなければならない。
- 三 上記の計画書が提出された際、出国以前の全国代表者会議において事前調査を行うことの可否を問う承認を受ける。
- 四 全国代表者会議で否決されたものは、事前調査派遣許可を得られず、個人企画として実施されることは許されない。
- 五 上記の承認を得た事前調査派遣者は本細則別項の『Ex.事前調査援助制度』に則ることで、所定の手続きにより派遣者宅と現地間がかかった交通費の援助を申請できる。援助承認は事前調査報告時に同時に行われる。
- 六 海外派遣部長は事前調査からの帰国後三〇日以内に同調査の報告書を提出する。
 - (イ)同報告書は海外派遣部指定の項目に関する内容を記載しなければならない。
 - (ロ)海外派遣部長は上記の報告書提出後、直近の全国代表者会議で事前調査の報告を行う。

第二条 公認

- 一 事前調査者は新規 Ex.の団長に立候補しなければならない。
- 二 事前調査者は新規Ex.開催以前の全国代表者会議において団長として承認を受ける必要がある。なおこの承認により同Ex.は本協会の公認を受ける。
- 三公認された後、新規 Ex.の参加者募集の広報を全国合宿で行うことができる。広報 ML の作成、アプリケーションシートの選考など Ex.に関する諸事務は海外派遣部で行う。

第三条 実施

- 一 新規 Ex.は開催以前の全国代表者会議において、新規 Ex.開催の承認を受けなければならない。
- 二 承認の基準として海外派遣部指定の項目が達成されているかが問われる。
- 三 承認後現地あるいは提携先になんらかの問題が発生した場合、海外派遣部長は全国代表者会長と合議の上、派遣を中止あるいは延期することができる。なんらかの問題とは、「各種海外派遣手続きに関する細則」第三章第一四条第一項に準ずる。派遣中止あるいは延期が決定した場合、海外派遣部長は速やかに全国代表者会議の構成員に報告しなければならない。

第四条 実施後

- 一 新規 Ex.に派遣された同 Ex.団長は帰国後、直近の全国代表者会議で報告を行う。
- 二 新規 Ex.からの帰国後、派遣者は既存の Ex.と同じく報告書の作成を行う。
- 三 第二回目の Ex.からは、既存の Ex.と同じく参加者から団長が選出される

本協会主催プログラムに関する細則

2021年度改正

第一章 定義

第一条

「本協会主催プログラム」とは以下の三点を満たすものとする。

- 一 準公式プログラムまたは公式プログラムとして全国代表者会議にて承認されたもの。
- 二 I.S.A.の主催するものとして正式に広報されるもの。
- 三 その財源がI.S.A.により常に確保されるもの。
- 四 原則1年に1度、I.S.A.が開催する努力義務があるもの。

第二条

いかなる場合においても、プログラムは準備、企画、実行、事後報告の4つの手順を踏むものとする。以下を、第一条の場合における指針とする。

第二章 第一条におけるプログラムの立ち上げ

第三条 企画段階

一 賛同者募集

- (イ) 賛同者を募集する場合は、会長の許可により企画者は広報することができる。
- (ロ) ただし、広報の際に同プログラムは「非公式」と明記される。

二 企画書提出

- (イ) 企画者は、企画書を提出する際に賛同者1名以上を必要とする。
- (ロ) 企画者は、企画するプログラムの開催予定より1年以上前に事務局へ企画書を提出し、直近の全国代表者会議に出席する。

三 全国代表者会議における企画書承認

- (イ) 企画者の他に1名以上の賛同者が集まり、企画書を提出した場合、その直近の全国代表者会議において企画書の採決を行う。承認の場合、企画者はプログラム実施の準備を開始することができる。
- (ロ) 参加者を海外に派遣するプログラムにおいては、企画書承認後に企画者、賛同者代表一名、海外派遣部長の計3名で事前調査を行い、事前調査書を記入する。

四 プログラム承認の基準

プログラム承認は全国代表者会議によって以下の項目を基準に決定される。

- (イ) 参加者は全会員を対象にしたものであること。
- (ロ) 固定の提携団体や協賛企業がある場合、その所在地、電話番号、代表者名、活動内容あるいは業務内容が分かるものが企画書に明記されていること。
- (ハ) 企画書承認後一年目の実施の際は、企画者が実行委員長を務めるため、一年目実施の報告終了まで企画者が本協会の会員であること。
- (ニ) プログラムの理念が本協会の理念に即したものであること。また、その理念達成に繋がる活動内容であること。

- (ホ) 実行委員や参加者に不利益や危険を負わせないプログラム内容であること。反社会的集団と関わりがあるもの、個人の金銭的利益に繋がるもの、風俗的な内容であるものに該当しないこと。
- (ヘ) 本会期は原則一年に一回であること。プレ企画や広報企画に関しては実施可能である。ただし、指定されたプログラム支援金を複数回に分けて使用する場合は本会期を複数回行うことを認める。その場合は実施毎に60日以内の報告書提出をすること。

第五条 実行段階

一 全国代表者会議における実施と実行委員長の承認

- (イ) 企画書承認後または事前調査終了後、その直近の全国代表者会議において実施と実行委員長の承認を再度行う。これをもってプログラムが成立する。
- (ロ) 原則、企画者が実行委員長、また賛同者のうち一人が副実行委員長となる。
- (ハ) 尚プログラム成立の手続きを全て完了した場合においてのみ、同プログラムはその終了期間までI.S.A.の公式な本協会主催プログラムとして認められることとなる。
- (ニ) 承認された同プログラム実行委員長は、そのプログラムが終了するまで全国代表者会議に出席する。事務局の要請があれば、同会議にてプログラムの進捗状況を報告する。

第六条 実施後

- 一 本会期実施後60日以内に報告書を提出する。
- 二 実施二年目以降は実施と実行委員長の承認、実施終了後の報告を行う。

第三章 第一条におけるプログラムの条件

第七条

同プログラムにおいては、個人の企画から準公式プログラムへと移行する際、または準公式プログラムから公式プログラムに移行する際の手続きとして以下の項目を定める。

- 一 準公式プログラムの企画書が三度非承認になった場合、その後の手続きは踏めない。ただし、個人としての企画は実施可能である。
- 二 個人の企画として2年以上の実施で準公式プログラムへの移行を、準公式プログラムとして2年以上の実施で公式プログラムへの移行を申請できる。
- 三 公式プログラムが成立した際、実行委員長としての全国代表者会議における議決権を獲得する。
- 四 準公式プログラムから公式プログラムへの申請で踏む手続きは、個人の企画から準公式プログラムへの移行の際に申請する手続きと同様である。
- 五 ただし、公式プログラムへの申請を行う際、直近2年の準公式プログラム参加者人数が各年5名以下の場合、公式プログラムへの申請は認めない。この場合の参加者とは、実行委員を含まない同プログラムに参加した会員のことを指す。
- 六 準公式プログラムは公式プログラムと同様にプログラム支援金が支給される。

第四章 プログラムの成立後

第八条

同プログラム成立後、次年度以降の同プログラムの開催において同細則第二条に定められる権利を有する。但し、以下の条件を定める。

- 一 プログラムの理念変更、または内容が大きく変わる場合は、全代での承認を必要とする。
- 二 準公式プログラム1回目実施以降、3年間連続で中止かつ全国代表者会議にてその報告がない場合、準公式プログラムとしての地位、権利、義務を失う。
- 三 公式プログラムも同様に、3年間連続で中止かつ全国代表者会議にてその報告がない場合、公式プログラムとしての地位、権利、義務を失い、準公式プログラムとなる。



支部の廃止および設置に関する細則

2020 年度改正

第一章 支部の設立要件

第一条

単一、または複数の大学の学生により構成される。

第二条

支部委員長にあたる本協会員、および財務、広報にあたる本協会員がいる。

第三条

支部の名称は、拠点となる大学の所在地と関係性・地域性の高い名称のうち、既存の支部と重複しないもので、全国代表者会議により了承された名称が使用されている。

第四条

本協会の理念達成のために同支部は支部活動を行う。

第五条

中央事務局の要請に基づき、同支部は支部活動の報告を行う。

第六条

同支部は本協会規約および、これまでの全国代表者会議、中央事務局による決定を遵守する。また今後なされる全国代表者会議、中央事務局の決定に参加し、それを遵守する。

第七条

全国代表者会議によって、上記内容が満たされており、持続可能であり、また同支部の設立の必要性があると認められたときで、全会一致で決議されなければならない。

第八条

一 支部を設立しようとする者（以下、設立申請者という）が、その設立申請に際して、対外および対内的広報活動を希望する場合、中央事務局長に連絡をする。

二 中央事務局広報部（以下、広報部という）は、その広報活動の目的・時期・手段等について広報活動計画を聴取し、判断を行う。

三 ただし、申請者は、当該広報活動に際しては、必ず設立申請中である旨を明示しなくてはならない。

第九条

設立申請者の広報活動計画が虚偽であった場合、もしくは、設立申請中である旨を明示していなかった場合は、広報部は設立申請者に対して行った前項の許可を取り消すことができる。

第一〇条

広報部は、許可を行った日から最も近い全国代表者会議の場で、申請者に対する広報活動を許可したことを報告する義務を負う。

第一一条

支部の設立を申請するもの（以下、支部設立申請者という）は、支部設立案を、全国代表者会長に提出する。支部設立案には次の事項を記載する。

- 一 支部所属予定の大学名
- 二 支部委員長にあたる本協会員および財務、広報にあたる本協会員三名の氏名、大学名と担当役職案三
- 支部名称案および経緯
- 四 支部活動方針および活動計画案
- 五 支部の持続が可能と考える旨の文書
- 六 支部設立を必要と考える旨の文書

第一二条

支部設立案をもとに、設立要件がそろっているか全国代表者会議にて議決により判断する。

第一三条

支部設立が認められたときは、中央事務局は速やかにその旨を会員に公示し、新支部に移りたい会員がいるかを確認する。要求があれば新支部委員長の所信表明を載せることもできる。

第一四条

新支部に移りたい会員がいる際は、中央事務局、所属支部での事務手続きを経て、新支部所属の普通会員とする。

第二章 支部の廃止要件

第一五条

全国代表者会議により、上記内容が満たされない、あるいは持続困難であると認められ、または同支部の存立の必要性が認められないときで、全会一致で決議される必要がある。

部局の設置および廃止に関する細則

2023年度改正

第一章 部局の設立要件

第一条

部局の名称は、予想される事務内容と関連性の高い名称のうち、既存の部局と重複しないもので、全国代表者会議により了承された名称が使用されている。

第二条

同部局は中央事務局の管轄下に位置する。

第三条

本協会の理念達成のために同部局は事務活動を行う。

第四条

同部局は本協会規約および、これまでの全国代表者会議、中央事務局による決定を遵守する。また今後なされる全国代表者会議、中央事務局の決定に参加し、それを遵守する。

第五条

全国代表者会議によって、上記内容が満たされており、同部局の設立の必要性があると認められたときで、全会一致で決議されなければならない。

第六条

一部局を設立しようとする者（以下、部局設立申請者という）は、一人以上の部局構成員の候補者を推薦しなければならない。但し、自己の推薦を妨げない。

二 部局設立申請者が、その設立申請に際して、対外および対内的広報活動を希望する場合、中央事務局長に連絡をする。

三 中央事務局広報部（以下、広報部という）は、その広報活動の目的・時期・手段等について広報活動計画を聴取し、判断を行う。

四 ただし、部局設立申請者は、当該広報活動に際しては、必ず設立申請中である旨を明示しなくてはならない。

第七条

部局設立申請者の広報活動計画が虚偽であった場合、もしくは、設立申請中である旨を明示していなかった場合は、広報部は設立申請者に対して行った前項の許可を取り消すことができる。

第八条

広報部は、許可を行った日から最も近い全国代表者会議の場で、部局設立申請者に対する広報活動を許可したことを報告する義務を負う。

第九条

部局設立申請者は、部局設立案を全国代表者会長に提出する。部局設立案には次の事項を記載する。

- 一 部局名称案
- 二 特例選挙に推薦する本協会会員の氏名
- 三 部局の事務内容計画案
- 四 部局設立を必要と考える旨の文章

第十条

部局設立案をもとに、設立要件がそろっているか全国代表者会議にて議決により判断する。

第十一条

部局設立が認められた際には、中央事務局は速やかにその旨を会員に公示し、選挙管理委員会の組織と特例選挙の実施を行う。

第十二条

特例選挙の実施時期を問わず、当選日をもって新部局構成員の任期始めとする。

第二章 部局の廃止要件

第十三条

全国代表者会議により、上記内容が満たされない、あるいは同部局の存立の必要性が認められないときで、全会一致で議決される必要がある。

日本国際学生協会所有備品使用に関する細則

2013 年度改正

第一章 備品の定義

第一条

全国代表者会議の備品は、プロジェクター、ビデオカメラ、その他(ガムテープ、模造紙、セロハンテープ、サインペン等全国合宿設営器具)からなる。

第二条

全国代表者会議の備品は全国代表者会議、中央事務局会議、その他両組織が主催する行事に優先的に用いられる。

第三条

第二条に示される諸行事での使用に不便が生じない限りで本協会の会員は以上の備品を使用する権利を持つ。

第二章 備品の使用

第四条

全国代表者会議の備品の使用を望む会員は中央事務局長に連絡する。その際に全代備品使用申請書を記入しPDF形式で添付し、提出する必要がある。

第五条

- 一 中央事務局長がその申請を妥当と見なした場合、使用が認められる。ただし、申請の重複があった場合は、中央事務局長への直接の連絡での先着順とする。
- 二 ただし、本協会のプログラムの申請と会員個人の申請が重複している場合は本協会のプログラムの申請を優先する。

第六条

備品の受け渡しは原則中央事務局長がこれを行う。貸し出しの際、必ずしも申請者本人でなくても受け取ることができる。

第七条

使用された備品は中央事務局長に直接返却されなければならない。それができない者は全国代表者会議出席者に返却を依頼する必要がある。

第八条

備品の使用期限は最大一ヶ月とする。

本細則の改正

2013 年度施行

第一条 本細則

本細則は、日本国際学生協会規約に準ずるものである。

第二条 本細則の改正

この細則の改正は、全国代表者会議の定めるところにより行われる。

第三条 細則の施行

本細則は、全国代表者会議において承認された時点より効力を発する

